

国立市議会議員 * 一人会派《こぶしの木》

上村和子 市議会レポート

こぶしの木 No.59

発行：上村和子事務所 〒186-0002 東京都国立市東3-11-12 ハロ一国立103
tel & fax : 042-580-2780 e-mail : kobusinoki.uemura@nifty.com
ホームページ : http://homepage2.nifty.com/uemura_kazuko/



上村和子と市政を語る会

3月16日(日)午後1時半

くにたち福祉会館小会議室

◆三月議会開催中の中間報告会です。ぜひお越しください。

戦争ができる国家主義にNO!

人権を守るまちをつくりたい

2014年も既に1ヶ月が過ぎました。

12年12月の衆議院選挙で「政権交代」を訴えた自民党が圧勝し、第二次安倍政権が発足。翌13年7月の参議院選挙でも

「ねじれ解消をうたった自民党が圧勝し、政権独裁型の政治が始まりました。

秘密保護法の強行採決、アフリカの韓国軍に銃弾を提供、お隣の中国や韓国から「正しい歴史認識を」と迫られている中で

靖国神社参拝、そして、「集団的自衛権の発動は『積極的平和』であり憲法に反しない」と

憲法の平和精神の根幹を踏みこじる恐ろしい解釈を展開。

また、オリンピックを誘致するために、「原発事故による汚染水は完全にコントロールされている」という暴言を平気で表明し、福島の人々のみならず世界

中の人々に無責任さをさらけ出しました。

沖繩の基地問題、アフリカのジブチの自衛隊基地の拡張等、いつでも戦争できる国づくりが進められています。

その空気の中で、「在日朝鮮人、在日韓国人を殺せ」というヘイトスピーチが横行し、神戸の朝鮮学校には男が押し入り、暴力を振るうという事件も起きています。

また、NHKの新会長が記者会見の席上で、「従軍慰安婦はこの国でもあった」との事実に対する暴論を展開……。

世の中全体が大変危ない空気に包まれてきたことを痛感します。

その中で、誰も排除せず、誰もが安心して暮らすことのできるまちを真剣につくっていきたいと思います。

意見書は採択されました。国民の知る権利や言論の自由を侵す危険な法律に対して、自治体の意見がまったく聞き入れられなかったのは大問題です。

法案は強行採決されましたが、これからはNOの声を上げ続けなければいけないと考えます。

「反対」と叫ぶ権利は奪わせない

秘密保護法案の廃案を求める意見書採択

意見書は採択されました。国民の知る権利や言論の自由を侵す危険な法律に対して、自治体の意見がまったく聞き入れられなかったのは大問題です。

権利の放棄についての決議採択

現在、上原元市長に対する求償権訴訟が行われています。

これは、かつて明和マンションの建築にあたって起きた裁判の最高裁判決を受けて、国立市が支払った賠償額を上原元市長に求償せよとの住民訴訟が発端です。

住民訴訟の一審判決で、国立市が負け、二審の係争中に佐藤市長が誕生、そして、訴訟を取り下げた結果、一審判決が確定し、現在の、国立市が原告で、上原元市長を被告とする裁判が行われているわけです。

請求額は当初3124万円でしたが、毎日利子がかか

るため、現在は4039万円を超えています(2月3日現在)。

国でも、このような住民訴訟で法外な額の判決が個人としての首長に課せられている現状に、適正な範囲に限定するためのルールの検討を始めています。

事実として、株式会社明和地所は支払われた賠償額を全額、市に寄付しています。

私は、上原元市長が負うべき責任は、議会で最高裁への上告を否決したにも関わらず、市民の補助参加人の上告を止めず、裁判を続行したことにあり、その期間の利子分、約90万円のみが問われると意見し、賛成しました。議案は賛成多数で可決されました。

2013年12月議会 重要議案についての 各会派の賛否		秘密保護法案 廃案意見書	棄権 決議の 案放
自由民主党・ 明政会	石塚陽一、大和祥郎、 石井伸之、東一良(議 長青木健を除く)	×	×
日本共産党	高原幸雄、長内敏之、 尾張美也子	○	○
公明党	小口俊明、中川喜美代	×	×
生活者ネット	阿部美知子、小川宏美、 前田節子	○	○
社民党	藤田貴裕	○	○
民主党	稗田美菜子	○	×
みんなの党 (現・改革の力)	生方裕一	○	○
つむぎの会	池田智恵子	○	×
こぶしの木	上村和子	○	○
緑の党	重松朋宏	○	○
みらいのくにたち	望月健一	○	○
新しい風	藤江竜三	×	×

12月議会 市民の立場に立って 賛否を決めています

国立市暴力団排除条例 案に反対

この条例は国の暴力団対策法に基づき、提案されたものです。しかし、法律では対象を「指定暴力団・指定暴力団員」としているところを、条例案では拡大して、「市民、事業者、暴力団・暴力団員」としたところに大きな問題があります。

「対象を指定暴力団・指定暴力団員にとどめる」という修正案も出されましたが、私は原案にも修正案にも反対しました。
理由は、原案でも修正案でも、本条例案の第二条の定義の中に、「暴力団関係者」という項目が入っているからです。

国分寺市では、議会からの意見があり、この項目は削除されました。あいまいな定義で排除される人が出てくるのは問題です。もっと慎重に検討すべきである、と意見して反対しました。

国立市債権管理条例案 債権放棄できるの で賛成

この条例案で取り扱うことになる債権とは、生活保護法の返還金や児童扶養手当、国民健康保険給付などの返還金や延長保育料、学童保育育成料等の滞納、奨学金資金貸付金の

滞納等です。

13年10月1日時点でこれらの債権の件数は約1200件、総額は6600万円(当局の答弁では、そのうち回収できる分は約1000万円)です。

件数では、66%が学童保育育成料(800件)。金額では、その90%が生活保護関係です。

つまり、こどもや貧困に深く関わる分野での滞納整理であり、個別面談や福祉相談の上、やむをえない場合は放棄すべきであると私は考えます。

今までは放棄するための決まりが無かったため、行政のほうで持ち越していかなければならない問題とされてきました。

滞納分回収が決して行き過ぎないようにすることを前提に、放棄が明記された条例案に賛成しました。

国立市住民基本台帳の 閲覧等に関する条例の 改正案——ストーリー り組みを要望の上、賛成

この条例案は、配偶者からの暴力の防止および、被害者の保護に関する法律が配偶者だけではなく、恋人等まで広がったことを受けての改正です。

単なる文言変えにとどまらず、内容のある見直しが必要です。

逗子のストーリーカー殺人事件は、自治体の職員が被害者の住所をしゃべってしまったところから起きました。DV被害に対する前兆的な取り組みの強化を要望したところ、その検討は既に始まっている、との答弁がありました。

矢川保育園の仮園舎引 越しに伴う国立市立保 育園設置条例の改正案 について

矢川団地の建て替えに伴って、矢川保育園も取り壊されることになりました。

矢川保育園の保護者の方々からは、転園による保育環境の変化や、仮園舎での生活が4年間という長期に及ぶことに対する心配と、矢川団地建て替え後にきちんと公立保育園として戻ってこれる保障があるのか等の声が寄せられました。

保護者会ではそのためのプロジェクトチームを立ち上げましたが、行政もそれに応じて、担当者とプロジェクトチームとの協議を継続して行っていく、との答弁がありました。

矢川団地の建て替えは東京都の事業ですが、保育園の問題だけではなく、住民の高齢化が進み、しょうがいの方々も長年住んでいますので、建て替えられてもそのまま安心して住み続けていけるように、市は都に住民の声をしっかり届けてほしいと思います。

1月19日、元浦安図書館長の常世田良(とよた)さんに日本一の公共図書館の機能をもつと言われる浦安図書館を案内していただきました。

浦安市は市民1人当たりの図書貸出数が全国でもトップクラス。新浦安駅前にある図書館窓口業務サービスセンターは、年間343日開館しており、個人貸出数は17万8000冊と、開館日数も利用率もずば抜けています。

シルバー人材センターの方々が個人情報報は扱わないところで受付業務を担っています。国立市でも参考になる話でした。

広いスペースの中に、車椅子でもゆったり通れる幅で書架が並び、いたるところに座り心地のいい椅子が置いてあり、壁際には勉強しやすい机がずらりと並んでいました。

中央図書館だけで81万冊の蔵書があります。「1日過ごせるね」「あらゆる人のための図書館だね」など、一緒に行った参加者からは

◆浦安図書館見学会◆

今こそ、公共図書館！



「うらやましい」というため息が漏れました。入り口からすぐのところにある児童書コーナーでは、司書に本を探してもらっている子どもたち、車椅子に乗った子どもが司書に本を読んでもらっている姿などが強く印象に残りました。

浦安図書館の司書は市内の小中学校にも病院にも読み聞かせに行っているとのこと。

常世田さんは、「図書館で働くということは、本ではなく、いろいろな人に会うということです。その町に暮らすいろいろな人に出会い、その人が求めている情報は何でも探して提供する、それが司書の仕事なのです。例えばラーメン屋をやりたいけど、どうしたらいいですかという質問は、図書館でできるのですよ。医療も介護も仕事も全て知りたくなったら図書館に行く、それが本来の公共図書館です。そういう面では日本の公共図書館はまだまだ遅れていると言わざるを得ません」と話してくれました。

2月23日午後1時
半から国立中央図書館
で、常世田さんを
学習会を開きます。



12月議会 上村の一般質問から

女性の人権施策、4月から職員増やして推進の見込み

14年度は第五次男女平等推進計画策定の年にあたります。

私はこの間の質問の中で、一人親・女性支援やスーパーバイザーの導入、女性職員研修等、各部署における女性人権施策は進んでいるものの、全体を統括する責任部署である政策経営課の体制が整っていない

投稿

国立市には男女平等施策推進業務に特化した部署がありません。女性の人権を守る部署、もっと簡単にいうとDV被害者支援の公的窓口がないという事です。

これは決して行政が被害者支援をしていない、ということではなく、福祉関係の部署や子ども家庭支援センター等が努力してDVや虐待被害者支援をしているという事です。これは事が起きてしまつてからの救済支援になりがちであり、予防的継続的な在宅被害者に必要な切れ目のない支援「窓口」になりえないという事です。

最近頻発しているストーカーやDV殺人・傷害事件は起きてからでは遅いのです。危険を感じた時ですぐに気軽に相談でき、事件にならないように避難までしなくても、怖い！と思った時に駆け込み、その後も何年にも渡って相談に応

(専任職員がいらない)ため、全体計画が進まないという大きな問題があることを指摘してきました。

特に、DV被害者支援は本来は人権施策として、政策経営課の男女平等担当が責任をもつて行うべきものであり、第五次男女平等推進計画ではそのことを明確に示すべきです。責任部署のリーダーシップが確実に取れるような人員体制の整備を求めたところ、前向きに検討すると答弁が市長からありました。

女性施策—国立市に求められるもの

じられる窓口が必要なのです。そうした暴力から女性(男性)の人権を守る部署が必要なのです。「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」を管轄するのは、国でいえば厚生労働省ではなく、人権を扱う内閣府です。市町村にあつては企画政策課です。実際の被害者支援にあつては庁内のあるあらゆる部署の連携が必要ですが、それを統括し被害者の命と生活に責任をもつ部署となります。

被害者が行政のたらい回しにあい、暴力によって疲弊し困窮している中、結局はDVからの脱出をあきらめ暴力に耐え、その行き着くところ自殺、母

15年度からの介護保険、子ども・子育て新システム導入に備えて、実態把握と独自の備えを!

介護保険では、「要支援」の訪問介護やデイサービスが市町村の事業に変わる可能性があります。

現在、要支援1、2の方のうち月平均で407名の方がサービスを利用されています。訪問介護と通所介護が主な利用で、これが市町村の事業に変わるわけですから、従前の質を落とさず取り組むためには、実態調

子心中、または殺される、ということにならないために必要です。

新聞沙汰になる事案は決して特別なケースではなく、日常と地続きで起こっています。日常的に質の高い支援がなければ事件化し命にかかわることになります。

国立市としては具体的には、まずは責任部署「男女平等推進担当課を立ちあげること、そして同時に「DV相談」または「DVを含む女性総合相談」の窓口を開設することです。これには専門的訓練を受けた経験ある相談員が求められます。

行政職員が他の業務と兼務でやるには危険と重責が伴うためかなりの無理が生じ、結果被害者がその犠牲になります。そのようなことがおきないように早期にDVを含む女性総合相談窓口の設置を求めたいところです。(配偶者暴力相談支援センター!女性相談員)

12月議会の主な議案と上村和子の賛否

番号	件名	議決結果	上村賛否
第67号案	国立市暴力団排除条例案【関連2面】	○	×
	国立市暴力団排除条例案(修正案)【関連2面】	×	×
第68号案	国立市債権管理条例案【関連2面】	○	○
第69号案	国立市ポイ捨て及び飼犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例案【関連4面】	○	○
第70号案	国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案【関連2面】	○	○
第71号案	国立市立保育園設置条例の一部を改正する条例案【関連2面】	○	○
第83~104号案	各集会所・公会堂・福祉館・福祉センター・地域防災センターの指定管理者の指定について	○	○
議員提出第23号案	権利の放棄についての決議案【関連1面】	○	○
その他	秘密保護法案の廃案を求める意見書案【関連1面】	○	○

しようがいしやがあたりまえに暮らすまち宣言と「もつとわかりやすい計画作り」をつなげる学習会を!

国立市では、06年に知的しようがいしやの方々が中心となつて、第三

査が不可欠です。また、子ども・子育てシステムでは、保育園の機能と幼稚園の機能を併せ持つ仕組みや、保育量認定制度も導入されます。現在、市では、子ども総合計画審議会が立ち上がり、新制度に向けての計画作りが始まっています。保育制度の根幹が大きく変わるものであるにも関わらず、市民にはあまり浸透していません。国立市で総合的な保育の必要量を積算するという作業に、多くのニーズが寄せられることが必要です。介護保険も、子ども・子育て新システムも、しっかりと対応できる体制作りを求めました。

次地域保健福祉計画の「わかりやすい版」を作り、07年度第三回福祉文化実践学会賞を受賞しました。受賞理由は、しようがいのある人が地域で生活することに積極的に取り組んでいる国立という地域において、こうした新しい文化が根付き、さらに全国に広がっていくきっかけになる可能性を秘めている先進的事例であり、創造的であり、普遍的価値をもった、いわゆる、ソーシャルイノベーションを実現した取り組みであると大変高い評価を受けました。今また、第四次計画の「もつとわかりやすい計画作り」が始まっています。この取り組みこそ、条例作りの精神につながると考えます。2月16日には八王子市の「障害者の権利条例」を作った方々をお招きして学習会が開かれます。既に国立にある宣言の良さを活かした条例作りが進んでいくよう見守っていきます。

市民の声

犬のフン放置 防止条例

12月議会で、「国立市ポイ捨て及び飼犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例」が成立したという。いやな感じである。犬が路上にしたフンをどう始末するか。

ジュネーブでは、町の角々に犬のフン取り用の袋が置いてあった。ご丁寧なことに、これも角々に、その袋を捨てるボックスまでもが置かれていた。ヴェネツィアでは、結構、フンが路上に置き去りにされていた。

対して日本では、フンは持ち帰りましょう」という看板がやたら目につく。「なんと精神主義の国」と思っていたのだが、どうやら日本は、法による規制へと移る気配である。多摩には、国立同様の条例をもつ市がすでに多くあり、中には、罰金を課したり、猫のフンまで規制している市もあるという。

怖い、怖い。スイスやイタリアは、「茶色い朝」の世界からはまだ遠い。日本は、意外に近いのではないか。

〈犬を飼っている一国立市民〉

「公民館だより」 市報と合冊に?

昨年11月初めに、突然、「公民館だより」と市報等の統合について検討

するという話を耳にしました。「市報」「議会だより」「公民館だより」「オアシス」「国立の教育」を統合できないか、検討するということです。あまりに突然のことに驚き、なぜそのような動きになってしまおうのかと憤りを覚えました。

「公民館だより」を楽しみに読んでいた私も、より読みやすく充実したものになるようにと、「公民館だより編集研究委員会」にボランテアで参加し、市民目線の立場から、月1回の委員会で市民の声を伝え、意見を出し合い、ともに考え合っていました。そんな私たちにとって、寝耳に水の話でした。

「公民館だより」は市民が学ぶ場である公民館の活動を伝える広報誌であり、講座の振り返り、市民の原稿が掲載されていますし、市民が編集に参画していることも特徴です。それに対し、市報は、様々なニーズを持つ市民への市からのお知らせをわかりやすく、端的に行う媒体ですから、全く異なる性格を持つものだと思います。同じく「議会だより」も、市政についての討議・審議を伝えるものであり、目的も性格も異なります。

編集・発行意図の異なる媒体が、統合あるいは発行形態を均一にして合冊にすることは、本来の意図を壊すこととなります。市の多様な活動を一つに統合するのではなく、それぞれがより活発な活動となるようなくみをつくっていくことのほうが、大事だと思います。〈KT・北〉

❖❖ 小さいけれど光っている市民活動掲示板 ❖❖

心のd@o@r を開けよう

「door」心のドアを開けよう」は毎月第4土曜日の午後1時半〜4時、市内の教会をお借りして開いている分かち合いの会です。

2009年の日比谷や府中などで始まった派遣村活動の動きに伴い、国立でも「くにたち・あみてい」という貧困や依存症を抱える方々の相談支援活動が生まれましたが、その活動の中で、ただ生活保護受給を手伝うだけでなく、分かち合いの場を作ろうということが始まりました。

以前から私は何らかの理由で行き場のない人たちの居場所づくりをしたいとの思いがありました。その思いと重なって、「door」がうまれました。「door」はどんな人でもあ

りのままを受け入れ、ゆっくりリラクセスできる場です。どんなでもお越しください。お待ちしています。

door代表 瀧柳洋子(北) 【問合せ】042(575)1502 ※私は言語しようがいがありますが、お話しできます。

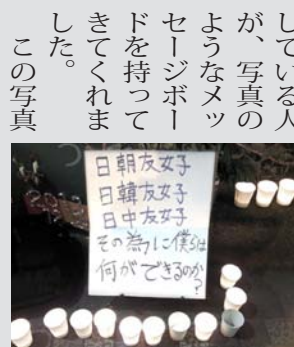
平和を願う クリスマスキャンドル

2003年、自衛隊のイラク派兵反対!の思いで始めたクリスマスaction。

イラクから自衛隊が撤収しても、クリスマス・イブの夜に、クリスマススを祝えない人が地球上にはたくさんいて、それではたとえ日本が直接戦争に加担していなくても「平和」とは言えない……クリスマス・イルミネーションで賑わう街角で、ほんの少しの時間でも、クリスマス

を撮った時は、まさか翌々日に、世界中から響きをかう安倍首相の靖国神社参拝が行われるとは、全く思いもしませんでした。

「平和を願うクリスマス・キャンドル・ギザリング」は、まだまだ続けなくてはならないようです……。(TY・西)



祝うことができない人たちを想い、本当の平和を願うことができたら……という気持ちで、毎年12月24日「平和を願うクリスマス・キャンドル・ギザリング」を続けてきました。



▲12月議会の一般質問より。知的しょうがいのある方が「虐待」を表現した絵。「大きいのが小さいのをたたく」。(東職中議より)

◆ 学習会のご案内 ◆

集団的自衛権問題と 中東アフリカ情勢

- 日時：4月19日(土) 午後1時半〜4時
- 場所：国立公民館(予定)
- お話し：高林敏之さん (アフリカ地域研究者)
- 主催：国立の町の問題を考える会

集団的自衛権の行使の問題は東アジアとの関係にとどまる問題ではありません。中東やアフリカでの本格的な戦闘参加につながる危険性をはらむ問題です。

安倍内閣の最近の動きの意味するところを高林さんのお話を聞いて考えます。